

山陽小野田市農業委員会

第 2 5 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和元年 7 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 3 5 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第104号 農地法第3条 権利の移動

議案第105号 農地法第4条 転用

議案第106号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第107号 現況証明願い

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第103号 農用地利用集積計画について

議案第104号 農用地利用配分計画の案について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第25回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 (起立、礼、着席) 本日の欠席委員はありません。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願いします。 本日の議事録署名委員は10番五十嵐委員と11番辻村委員にお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第104号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番辻村委員は議事に参与することができませんので、恐れ入りますが本件審議中は御退席ください。 (この間、退席) それでは、事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第3条の許可申請は1件です。 議案第104号番号43について議案書をもとに説明いたします。 譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は1,070 m²です。 位置図は2ページ、公図は3ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇から東へ約1 kmに位置する農用地外の農地です。 譲受人の耕作面積は3,691 m²で、自作です。 権利設定等の事由は、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、高齢で農地の維持管理が困難となった譲渡人が応じたものです。 譲受後はネギ、ナス、ジャガイモを栽培する予定です。 売買による所有権の移転になっております。 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。 ご審議の程、お願いいたします。
議長	次に現地調査報告をお願いします。

13 番

なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。

現地調査報告をさせていただきます。7月4日に事務局2名と村上雅彦委員と私の4名で現地調査をさせていただきました。周辺の状況は西側が水路を挟んで道路、北側が田、南側が現在資材置場となっており、東側が道路となっています。申請地の状況は休耕田で保全管理中でした。譲渡人は高齢のため管理が困難なため譲渡するそうです。

譲受人は37aを耕作中で農業機械等も揃っており、耕作が可能であると思います。以上で現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第104号番号43に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

11番辻村委員は自席にお戻りください。

(辻村委員着席)

次に議案第105号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

説明の前に、番号16につきましては、申請人から取下げの申し出がありましたので、議案の削除をお願いします。よって、今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議案第105号番号17について議案書をもとに説明いたします。

申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は759㎡の内394㎡です。

位置図は8ページ、公図は9ページ、土地利用図は10ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇から南西へ約3.8kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

転用目的は、進入路及び駐車場の設置です。

申請の理由は、進入路及び駐車場が無く不便なため、7、8年前に農地法の許可を得ることなく、住居の南側の農地にこれらを設置し、現在に至っていることから、是正措置を講ずるため、この度、申請に至ったものです。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長
12 番

なお、当該行為について申請人は深く反省しており、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されていることを申し添えます。

ご審議の程、お願いいたします。

次に現地調査報告をお願いします。

現地は○の○○○地区です。7月4日に事務局2名と森田委員、私の4名で現地調査を行いました。周辺の状況は東側が畑地、南側が宅地、西側は道路を挟んで宅地、北側は申請者の居宅がありました。

申請地の状況は進入路、駐車場となっています。周辺の農地に関する事象としてこの土地が分筆することになりますので東側に畑が残りますが、自作の畑です。境界については既設構造物で確認しております。以上のことから特に問題となる事項はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第105号番号17に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第106号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

局長

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

議案第106号番号103について議案書をもとに説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は66㎡です。

位置図は12ページ、公図は13ページ、土地利用図は14ページをご覧ください。

申請地は、○○○から南へ約1.8kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、廃品回収物物置の設置です。

申請の理由は、ごみ集積場の廃品回収物の物置を隣接地に移設し、ごみ集積場での収集作業の利便性を図りたい認可地縁団体の自治会である譲受人の要望に、ごみ集積場の隣接地でもあり、耕作は困難であることや、収集車のごみ回収時の利便性などを考慮した、譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、贈与による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え

	られます。
	ご審議の程、お願いいたします。
	次に現地調査報告をお願いします。
13 番	現地調査報告をさせていただきます。現状は道路に面した土地に廃品回収物を集積するための小さな倉庫が建っております。その南西に位置する申請地の〇〇〇〇に現在〇〇〇に設置してある倉庫を曳行移転させるとのことでした。周辺の状況は、南東側が雑種地、北西側も同様に雑種地、南東側は〇〇〇〇の〇〇となっています。申請地の状況は雑種地で、水路等は周辺になく周辺農地への影響はないと思います。報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 1 0 6 号番号 1 0 3 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により承認することといたします。 次に番号 1 0 4 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 1 0 6 号番号 1 0 4 について議案書をもとに説明いたします。 借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。 地目は田、面積は 1,779 m²です。位置図は 15 ページ、公図は 16 ページ、土地利用図は 17 ページをご覧ください。 申請地は、〇〇〇〇から北西へ約 0.1 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 転用目的は、太陽光発電施設の建設です。 申請の理由は、申請地に太陽光発電施設を設置して再生エネルギーの確保を図りたい譲受人の要望に、譲渡人は高齢で耕作が困難なことから応じたものです。 1 7 ページの左下部分、土地利用図で約 270 m²の影が斜線で表示されています。こちらに関しては、6 月の夏至に近い日の午後に現地で確認したところ、表示のとおり日陰になることが認められました。 契約の種別は、賃貸借となっております。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。 なお、本件は、開発許可と同時施行となります。 ご審議の程、お願いいたします。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
12 番	現地調査報告をさせていただきます。

現地は〇〇の〇〇〇〇です。周辺の状況は東が保全管理された休耕地、南が畑地、西と北側は水路を挟んで宅地となっていました。申請地は不耕作地で草が立っていました。施設設置後の雨水については自然浸透です。境界については境界杭で確認をしています、法面が少し滲み出ています。太陽光設置業者の方としか話はしておりませんが、現状のままいくという事で話は進めているようです。その他は特に問題無いと思います。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 106 号番号 104 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第 107 号「現況証明願い」について、事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は 2 件です。

議案第 107 号番号 25 について議案書をもとに説明いたします。

申請人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 372 m²です。

位置図は 19 ページ、公図は 20 ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から西へ約 1.2 km の、農用地外にあります。

本件は、昭和 50 年後半に申請人の亡父が農地法の許可を得ることなく、埋立てを行い、現在に至っております。

すでに露天駐車場として開放し、周辺の住人が使用して雑種地となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

ご審議の程、お願いいたします。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

12 番

現地調査報告をさせていただきます。場所は〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は昭和 50 年頃から不耕作地となり、現状は事務局からの説明のとおり雑種地となり、周辺の方々の駐車場として利用されています。周辺の状況は東側と北側が水路を挟んで宅地で、南側が宅地、西側は幅員 2 m ほどの進入路となっています。周辺には農地はなく、現状の水路がありますので周辺農地への影響はないと思われます。以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

局長

議長

13番

局長

議長

説明を求めます。

局長 議案第 108 号 農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 72 番から 75 番までの 4 件、5 筆、9,447 m²です。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 108 号は原案どおり決定することとします。

次に議案第 109 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 109 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、山陽小野田市が農用地利用配分計画の案を作成したので、同法同条第 3 項の規定により、令和元年 7 月 3 日付けで山陽小野田市長から意見の照会がされた案件は、整理番号 3 の 1 件、2 筆、3,321 m²です。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。全会一致(承認多数)により、議案第 109 号は原案どおり承認することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、8 月 5 日(月)9 時から、齊藤委員、梶田委員でお願いします。

第 26 回総会は、8 月 9 日(金)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 25 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 35 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
1 0 番委員

議事録署名委員
1 1 番委員